

次期障害福祉計画の策定に向けた障害のある人等の実態調査（案）

1 調査の考え方

(1) 調査の根拠、必要性

- ・「市町村障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項により、「市町村障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20により定めることとされている。
- ・計画の策定に当たっては、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の同条第5項により、障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事業を勘案して作成するよう努めることとされている。

(2) 調査の目的

- ・次期障害福祉計画の策定に当たり、市内における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するため実施する。

2 調査方法など

(1) 調査期間：令和7年9月（1か月間）

(2) 調査方法：層別抽出法によるアンケート調査 ※無記名

（回答方法：郵送、インターネット）

(3) 対象者：①障害児通所サービス利用者の保護者（0歳～17歳）

②障害福祉サービス利用者（18歳～64歳）

③障害福祉サービス未利用者（18歳～64歳）※手帳所持者のうち

(4) 対象者数：1,500人

3 今後のスケジュール

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1調査内容の整理 (1)調査目的の整理 (2)前回調査項目の確認 (3)課題や失敗事項の確認 (4)他市の調査状況収集		↔										
2対象者の選定 (1)調査の対象者の検討		↔										
3調査票の設計 (1)障害種別ごとの作成検討 (2)調査項目の検討		↔										
4運営会議 (1)意見交換・修正				↔								
5全体会 (1)意見交換・修正					↔							
6調査の実施 (1)期間9月 (2)郵送・インターネットで実施						↔						
7調査票の集計 (1)集計							↔					
8調査結果の分析・評価 (1)分析・評価 (2)まとめ									←			

8/25(月)までに意見を伺い、
内容修正。9月に調査実施。